

所得区分概念図

1 受診者：自立支援医療費（精神通院）の対象者

2 給付水準：自己負担については1割負担（ 部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。

← 一定所得以下 →			← 中間所得層 →		← 一定所得以上 →
生活保護	低所得1	低所得2	中間層1	中間層2	一定以上
生活保護世帯	区市民税非課税 本人収入 ≤ 80万	区市民税非課税	区市民税 < 3万3千円 （所得割）	3万3千円 ≤ 区市民税 < 23万5千円 （所得割）	(23万5千円 ≤ 区市民税（所得割）)
所得区分①	所得区分②	所得区分③	所得区分④ 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		所得区分⑤ 公費負担の対象外 （医療保険の負担割合・負担限度額）
負担0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	重 所得区分④’ 負担上限額 5,000円	度 かつ 所得区分④” 負担上限額 10,000円	継続 所得区分⑤’ 負担上限額 20,000円

< 重度かつ継続の範囲 >

- ◆ 疾病、症状等から対象となる者
 - 統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）の者
 - 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
- ◆ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 医療保険の多数該当の者